

母子生活支援施設における母子保護の実施に関する規定の設定について

1 趣旨

現在、児童福祉法第 23 条に規定する母子生活支援施設における母子保護の実施を行うための規定がないため、新たに母子保護の実施及び費用徴収に関する規定を設定するものです。

2 規定する内容

今回、規定する内容は母子生活支援施設における母子保護の実施に関するものと、母子保護の実施に係る費用徴収に関するものです。

母子生活支援施設は児童福祉法に基づく施設であり、配偶者のいない女子または、これに準ずる事情のある女子の方で、児童を抱え自立促進のため、生活支援を必要とする方を対象に、保護、自立援助をはかる施設です。

母子生活支援施設における母子保護の実施に係る費用徴収額は、北海道児童福祉施設費用徴収規則(昭和 62 年北海道規則第 18 号)に準じた内容とします。

3 施行日

公布の日より施行する。

参考：北海道児童福祉施設費用徴収規則（一部抜粋）

各月初日の入所者の属する世帯の階層区分		徴収額
階層区分	定 義	(月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)等	0 円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 (A 階層に属する世帯を除く。)	1,100 円
C 1	当該年度分の市町村民税が課税されている世帯で、市町村民税の額が右の区分であるもの (A 階層又は D 階層に属するものを除く。)	所得割の額のない世帯であつて均等割りの額がある世帯
C 2		所得割の額がある世帯
D 1	前年分の所得税が課税されている世帯で、所得税の額が右の額であるもの (A 階層又は B 階層に属するものを除く。)	15,000 円以下
D 2		15,001 円以上 40,000 円以下

※以下、前年分の所得税の額に応じて階層区分及び徴収額の設定あり